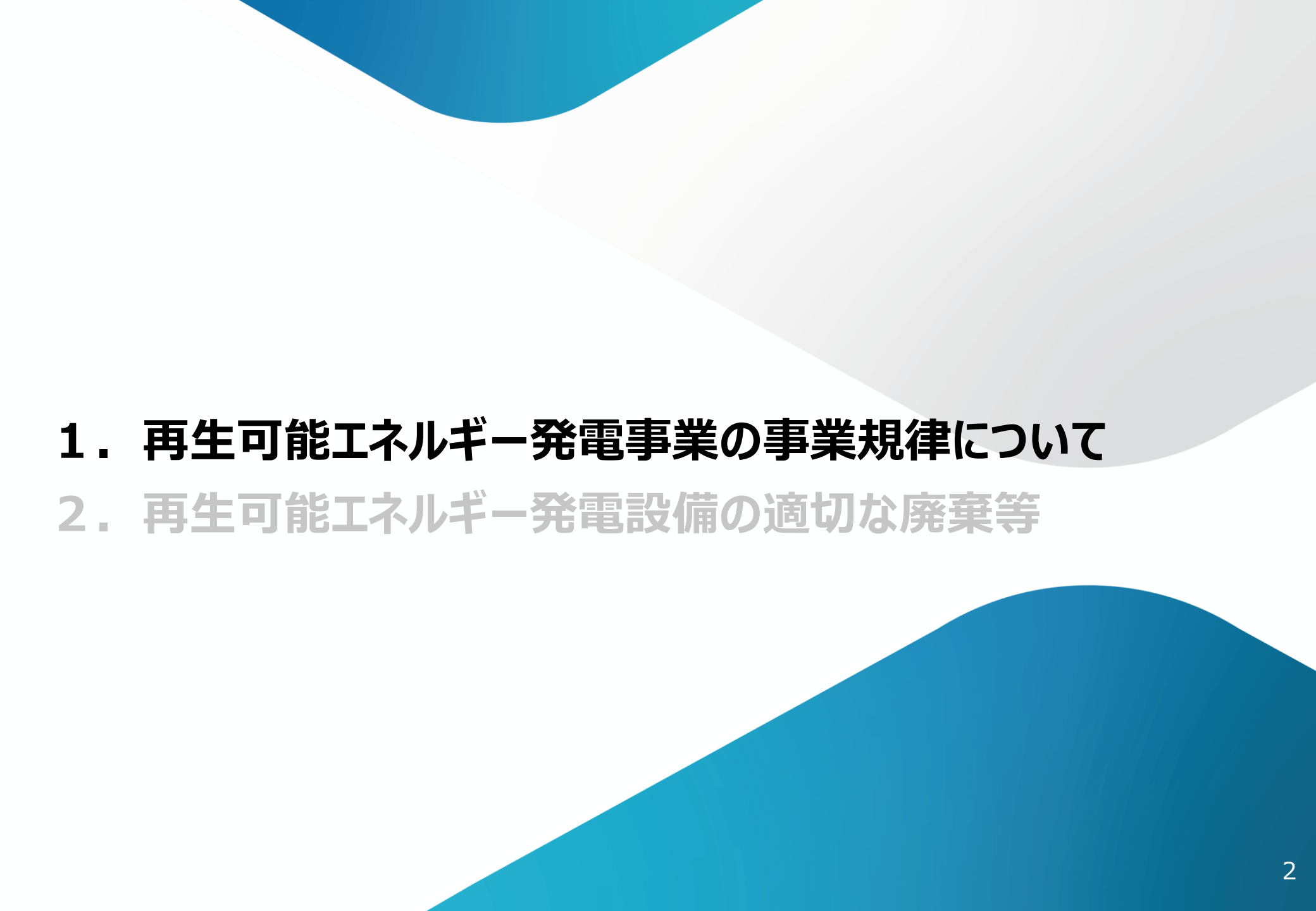


再生可能エネルギーの地域との共生について

2025年9月8日
資源エネルギー庁

- 
1. **再生可能エネルギー発電事業の事業規律について**
 2. 再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄等

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について

- 今後の再エネの導入拡大にあたっては、地域との共生が図られることが大前提であり、極めて重要である。第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、「再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要」とされている。
- 再エネ発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されている。
- また、自治体においても、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、地域と共生した形で再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加（※）している。
（※）2024年度末時点で323の自治体で制定済み。9年間で13倍に増加。
- 資源エネルギー庁として、こうした関係法令を所管する関係省庁や自治体とも協力しながら、対応を行ってきている。特に、今後、FIT/FIP制度による支援によらない太陽光発電の導入が見込まれるところ、FIT/FIP制度によらない導入を含め、地域との共生を確保していくことが重要である。こうした点を踏まえ、具体的事項について、次回以降の本小委員会において御議論いただきたい。

<検討事項例>

- ① 関係法令を所管する関係省庁との連携のより一層の強化、枠組み構築
- ② 地域の実情に応じた再エネの地域共生を図る取組（自治体による再エネ条例の制定等）への更なる支援
- ③ 業界団体における自主的な取組の促進 等

1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について（FIT/FIP制度）

- FIT/FIP制度においては、地域と共生した再生エネルギー導入を図るために、当該制度の認定要件として、関係法令の遵守を求めている他、周辺地域の住民への説明会の開催等を求めている。
- また、不適切案件に対する現地調査により、関係法令違反や認定要件違反が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、違反事案に対しては、改善命令や認定の取消しに加え、交付金の一時停止措置を新設する等、再生エネルギー発電事業に対する規律の強化を行っている。
- 資源エネルギー庁として、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に向け、引き続き厳格に対応していく。

2024年度に講じた主な事業規律強化施策の実施状況

不適切案件の 現地調査

約**1,300**件の現地調査を実施
→ うち、約**1,000**件の不適切事案に対して行政指導を実施

交付金の 一時停止措置

2025年5月までに、**379**件の違反事案に対して一時停止措置を実施
→ うち、**4**件は違反状態の解消を確認
→ うち、**314**件は事業の実施を断念し、廃止手続等により認定が失効

説明会 事前周知措置

2024年12月末までにシステム登録されたものは約**6,700**件
→ 全申請案件を厳格に審査。要件を満たさないものは認定をせず、説明会等の再実施を求めている。
→ 自治体からは、「住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与」との声あり。

(参考) 公益との調整を行う関係法令

- FIT/FIP制度によらない太陽光発電事業を含め、発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、様々な公益との調整を行う各種の関係法令に服する。

様々な公益との調整を行う関係法令（一例）

■ 土地造成の安全性確保（国土交通省、農林水産省など）

- ・森林法に基づく林地開発許可
- ・盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可
- ・砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はばた山崩壊防止区域内の行為許可
- ・急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 等

■ 生活環境の保全（環境省）

- ・環境基本法に定める騒音、水質汚濁等の各種環境基準への適合 等

■ 自然環境・景観の保全（環境省、経済産業省、国土交通省、文部科学省など）

- ・環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
- ・自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可
- ・景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出
- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
- ・種の保存法に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可
- ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内的の行為許可 等

■ 電気設備の安全性確保（経済産業省）

- ・電気事業法に基づく工事計画・保安規程の届出、使用前安全管理審査申請書の提出、使用前自己確認の届出 等

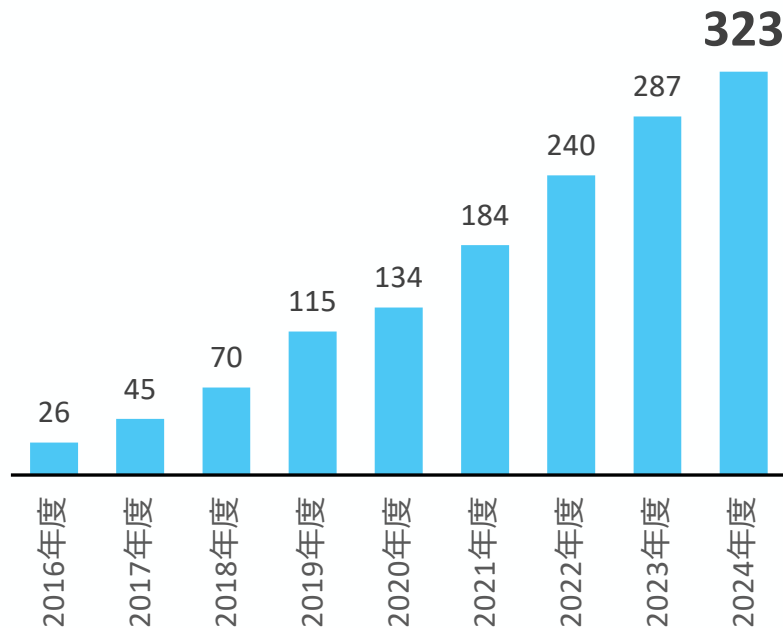
■ 適正な土地利用の確保（国土交通省、農林水産省、環境省など）

- ・農地法に基づく農地転用許可、農振法に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
- ・都市計画法に基づく開発許可
- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度 等

(参考) 各自治体における条例策定とFIT/FIP交付金一時停止との連携

- 適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体において、地域ごとの実情に応じ、地域と共生した形で再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が相次いでいる。
- 政府としても、全国の自治体を対象とした連絡会等を開催するなど、自治体との連携を強化し、各自治体における再エネ条例の制定を支援している。
- また、行政処分・罰則による担保が措置されている条例の違反に対して、自治体において書面指導等が講じられている場合には、FIT/FIP交付金一時停止措置の対象となる。登別市では、2025年6月1日、国と密に連携し、違反発生時にFIT/FIP交付金一時停止の対象となり得る再エネ条例を施行した。

再エネ条例は近年増加（再エネ条例制定件数推移）



○登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例 (公布日：2025年3月27日、施行日：2025年6月1日)

- ・**禁止区域**：発電事業を禁止する区域（関係法令に適合している場合を除く）
- ・**抑制区域**：発電事業の抑制が必要な地域を抑制区域として指定
- ・**事業計画の届出**：着工60日前までに事業計画の届出が必要
- ・**周辺関係者への説明**：周辺関係者に対し説明会等を開催
- ・**標識の掲示**：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・**立入調査等**：事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる
- ・**指導、助言及び勧告**：**指導、助言及び勧告を行うことができる**
- ・**命令**：違反等の場合に必要な措置を講じるよう命令することができる
- ・**公表**：命令に従わない場合、公表することができる
- ・**罰則**：**命令に従わない場合、5万円以下の過料に処する**

(参考) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化

(2024年再エネ特措法改正等)

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料1より抜粋

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



① 許認可の認定 申請要件化

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、**許認可取得を再エネ特措法の申請要件**とするなど、**認定手続厳格化**。

② 違反防止・ 早期解消

- **違反の未然防止・早期解消**を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合に**FIT/FIP交付金を留保する措置**といった**再エネ特措法における新たな仕組み**を導入。認定取消しの際の**徴収規定の創設**。
- これまでに**森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計379件）**に対して、一時停止措置を講じた。森林法違反の4件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



※直近では、本年5月に、大規模事業を含む森林法違反の**太陽光発電事業（9件）**に対する**交付金の一時停止措置**を実施。

③ 廃棄等費用への 対応

- 2022年7月から**廃棄等費用の外部積立**を開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される**使用済太陽光パネル発生量ピーク**に**計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応**を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、**リユース、リサイクル及び最終処分を確実に実施するための制度検討**を連携して進めていく。

④ 住民との丁寧な コミュニケーション

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など**周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）**。事前周知がない場合には認定を認めない。

(参考) 説明会等による周辺住民への事前周知のFIT/FIP認定要件化

- 2024年4月以降、FIT/FIP制度の認定要件として、再エネ発電事業の内容について、周辺地域の住民に対し、説明会等による事前周知を求めている。
- 具体的には、①事業計画の内容、②関係法令遵守状況、③土地権原取得状況、④事業に関する工事概要、⑤関係者情報、⑥事業の影響と予防措置（安全面、景観、自然環境・生活環境、廃棄等）の説明を求めている。
- 2024年12月末時点で資源エネルギー庁に登録された説明会等は約6700件（このうち、説明会が約3500件、ポスティング等の事前周知措置が約3200件）。自治体からは、再エネ特措法等による説明会等の要件化が、住民からの苦情の減少や円滑なコミュニケーションの推進に寄与しているとの声があった。

	住宅用太陽光 （※2）	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 （50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※1）外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない （努力義務として求める）	事前周知措置が必要 （※3、※4）	説明会の開催が必要 （※4）
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※1）内				

（※1）①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。

（※2）10kW未満の太陽光発電事業を指す。

（※3）説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があり、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。

（※4）FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

(参考) 不適切案件に対する現地調査の強化の状況

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料 1 より抜粋

- 2024年度には、事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査（全国1,300件）を実施。そのうち、約1,000件に行政指導等を実施している。
(※) なお、2024年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。

＜これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案＞

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル



基礎が露出し浮いている太陽光発電設備



盛土が大きく崩落した太陽光発電設備



- 
1. 再生可能エネルギー発電事業の事業規律について
 2. 再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄等

2. 再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄等

- 事業者は、廃棄物処理法に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理を義務付けられている。廃棄物と判断される再生可能エネルギー発電設備については、関係行政機関が連携して廃棄物処理法を遵守するよう適切に指導していくことが重要である。
- また、FIT・FIP制度においては、調達価格等を算定に当たり通常要する費用の中で廃棄等費用を計上した上で再エネ電気の買取等による支援を実施している中で、適切な解体・撤去に関する地域の懸念に対応するため、2022年7月から太陽光発電設備の廃棄等費用について、調達期間等の後半10年間に於いて毎月の買取費用等から差し引く形で外部積立て（※）を求める制度（廃棄等費用積立制度）を措置しているところ。

（※）廃棄等のための積立金を厳格な資金管理が義務付けられた専用口座で管理している、又は、上場している親会社等が廃棄等費用を確保していること等の要件を全て満たす場合にのみ、例外的に内部積立てが認められる。

- こうした取組に加え、再生可能エネルギー発電設備の適切かつ確実な廃棄等をこれまで以上に確保するため、本日の小委員会においては、風力発電設備の廃棄等費用積立制度の在り方についてご議論いただきたい。
- その上で、2030年代後半以降に排出量の顕著な増加が見込まれる使用済太陽光パネルについて、その減容化等のためのリサイクルが実施されるよう、制度的な対応を引き続き検討していく。

(参考) 廃棄物処理法の概要

- 廃止された再生可能エネルギー発電設備が廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行わなければならない。
- 廃棄物に該当する場合は、指導監督権限を有する地方自治体による指導や不法投棄等がされた場合の行政代執行が可能である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要	
分類	廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。） 一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等) 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等
廃棄物処理に係る主な規制	市町村 処理責任 - 一般廃棄物処理計画の策定 - 一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに処理しなければならない - 処理基準の遵守 - 委託基準の遵守 排出事業者 処理責任 - 産業廃棄物を自ら処理しなければならない - 保管基準、処理基準の遵守 - 委託基準の遵守 - 管理票の交付・保存義務
	市町村長 - 許可 - 報告徴収・立入検査 - 改善命令・措置命令※ 産業廃棄物処理業者 - 処理基準の遵守 - 再委託の禁止
	都道府県知事 - 許可 - 報告徴収立入検査 - 改善命令 一般廃棄物処理施設設置者 - 処理基準の遵守 - 再委託の禁止
	都道府県知事 - 報告徴収立入検査 - 改善命令 - 措置命令※ - 管理票に係る勧告 産業廃棄物処理業者 - 処理基準の遵守 - 再委託の原則禁止 - 管理票の回付・送付義務 - 優良事業者の認定
	都道府県知事 - 許可 - 報告徴収立入検査 - 改善命令 - 措置命令※ - 管理票に係る勧告 産業廃棄物処理施設設置者 - 維持管理基準の遵守 - 維持管理積立金の積立義務

※応じない場合は行政代執行が可能

(参考) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の不法投棄等の対策の体系

排出事業者に適正処理責任

都道府県・政令市が監視等

未然防止

① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度（特に電子マニフェストの活用）
最終処分が適切に終了するまでの措置

② 適正な処理を確保するための対策

業許可制度、委託契約書の締結義務
優良産廃処理業者認定制度の運用
（環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等）

③ 不法投棄等の罰則

不法投棄：5年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金（法人3億円）、未遂罪
無確認輸出：5年以下の拘禁刑又は千万円以下の罰金（法人1億円）、未遂罪、予備罪

④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度、維持管理積立金制度

⑤ 監視の強化

報告徴収（法第18条）・立入検査（法第19条）等、
パトロール事業、不法投棄ホットライン、
地方環境事務所と都道府県等の連携、現場対応マニュアルの作成

支障の除去

⑥ 改善命令（法第19条の3）

処理基準・保管基準に違反した事業者、産業廃棄物処理業者、国外廃棄物を輸入した者等に対する改善命令

⑦ 措置命令（法第19条の5・6）

処理基準・保管基準に違反した保管、収集、運搬又は処分を行った者、委託をした者、排出事業者等に対する支障の除去等の措置

⑧ 代執行・費用請求（法第19条の8）

いとまがない場合、措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合に都道府県等が代執行（行政代執行法の特例）

⑨ 適正処理推進センターを通じた支援

行政代執行規定及び基金制度

※都道府県等が支障除去等を行う場合であって、必要な要件を満たすときは、基金から費用を支援（最大7/10補助）

※基金は、国の補助金と産業界からの出えん金により構成

風力発電設備の廃棄等費用積立制度の在り方

- 風力発電設備をFIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度の対象とするに当たっては、既に同制度の対象である太陽光発電設備の取扱いを前提に、その取扱いを検討してはどうか。

(※) 上記措置は、システムの対応にかかる期間も勘案しながら速やかに実施すべきであるところ、パブコメ等を実施した上で、関係規程等を整備し、2027年4月を目途に施行することとしてはどうか。

主な論点	太陽光発電設備に対する措置		風力発電設備に対する検討の方向性
	措置内容	措置の考え方	
1. 廃棄等積立の対象範囲	● <u>10kW以上の事業用太陽光発電設備。</u>	● <u>10kW未満は住宅用が大半で、建物の解体と同時に撤去・処分される</u>場合が多いと想定されるため除外。	● 風力発電設備は<u>基本的に事業用</u>であることから、出力によらず原則<u>全ての風力発電設備を対象</u>としてはどうか。
2. 廃棄等積立を行う期間	● <u>調達期間/交付期間の後半10年間</u>での積立て。	● 運転維持費に対して<u>初期にかかる資本費が大きいこと</u>や、積立て時期を複数設定した場合に生じる<u>管理運営コストの抑制及び認定事業者の混乱の防止等の観点</u>から、<u>一律に後半10年</u>として設定。	● 風力発電設備についても同様の取扱いとしつつ、<u>制度開始時に残存期間が10年未満となっている案件</u>についても、原則<u>残存期間によらず必要な廃棄等費用の全額が確保される制度</u>とすることが必要ではないか。
3. 廃棄等積立を行う金額	● <u>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用。</u>	● 2019年度までの認定案件は、<u>調達価格の算定において資本費の5%を廃棄等費用として計上</u>していたこと等を踏まえて設定。 ● 2020年度以降の認定案件は、太陽光廃棄WG^注でのヒアリング結果等を踏まえ、<u>想定額を1万円/kWで固定</u>。	● 風力発電設備についても、<u>調達価格/基準価格の算定においては資本費の5%を廃棄等費用として計上</u>していることを踏まえつつ、<u>適切な積立金額を検討</u>することとしてはどうか。
4. 積立金の一部取戻しを認める場合	● <u>調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ取戻しを認める。</u> ● <u>調達期間/交付期間終了後</u>については、事業終了・縮小する場合のほか、<u>パネルを交換して事業継続する場合であって、当該パネルが一定値を超える場合</u>には取戻しを許容。	● <u>将来的な再投資の促進及び制度運用コスト抑制等の観点</u>から、<u>廃棄される太陽光パネルの割合や量が一定値を超える場合に限定</u>する形で設定。	● 風力発電設備についても、<u>太陽光発電設備と同様の取扱いとし、その基準を検討</u>することとしてはどうか。

(※) その他、源泉徴収的な外部積立の方法や内部積立ての取扱い等については、太陽光発電設備に対する措置と同様とすることを想定。

(参考) 風力発電設備の適正な廃棄等について

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料 1 より抜粋

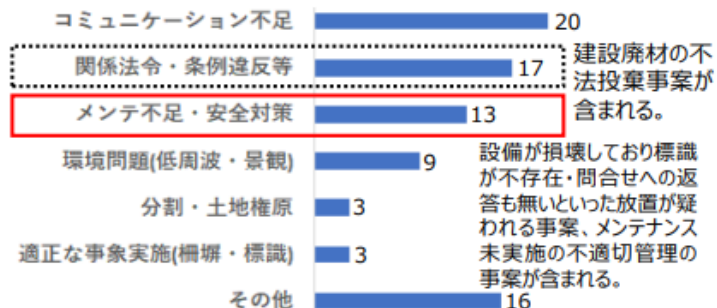
風力発電設備の適正な廃棄等について

- 太陽光発電設備リサイクルWGのとりまとめ（2025年3月28日）においては、**風力発電設備**についても、**適切な廃棄に関する地域の懸念の高まりや、8割近くの事業者が廃棄等費用を積み立てていない状況**を踏まえ、**原則として、FIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度の対象とすることが適切であるとされている。**
- 具体的には、**原則、源泉徴収的な外部積立を求めることとした上で、廃棄等費用が確実に確保される蓋然性が高く、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる場合には、太陽光発電設備と同様に、一定の例外を認める**こととし、詳細については本小委員会において議論を深めることとされている。
- これを踏まえ、**次回以降の本小委員会において、風力発電設備の廃棄等費用積立制度について、検討を行うこと**としてはどうか。

※なお、風力発電設備のリサイクルについては、まずは、主に風車ブレードに用いられているGFRP等のリサイクル技術の確立に取り組むこととし、将来の再資源化に向けて、引き続き、必要な取組を進めていくこととされている。

<「不適切案件に関する情報提供フォーム」への通報内容（風力発電関係）>

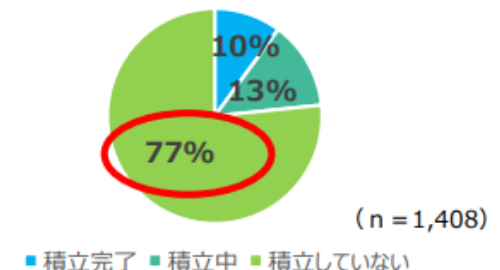
※2024年10月時点。通報件数64件。1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない。



具体的な通報内容の例

- ・3年以上メンテナンスを実施していない風車がある、事業者にも連絡しても返答なし。
- ・設備が損壊しており危険な状態。
- ・標識が設置されていない。
- ・建設廃材を適切に廃棄せず、不法に埋設している。

<風力発電設備の廃棄等費用の積立状況>



出所：資源エネルギー庁作成。再エネ特措法施行規則に基づく定期報告のデータを集計（開示不同意件数も含む）。

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度について

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	・ 積立ての方法・金額にかかわらず、 <u>最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提。</u>	
積立て主体	・ <u>認定事業者</u> （ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり）	
積立て金額水準・単価	・ <u>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用</u> ・ <u>供給電力量 (kWh) ベース</u>（地上設置の場合（2025年度）：1万円/kW、0.62円/kWh）	・ <u>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用</u>（2025年度：1万円/kW）と同水準以上
積立て時期	・ <u>調達期間/交付期間の終了前10年間</u>	・ <u>外部積立てと同じか、より早い時期</u>
積立て頻度	・ <u>調達価格の支払・交付金の交付と同頻度</u>（現行制度では月1回） ※FIP認定事業で積立不足が発生した場合は、当該不足分は1年程度分まとめて積み立てる	・ <u>定期報告（年1回）</u>により廃棄等費用の積立て状況を確認
積立金の使途・取戻し	・ 取戻しは、<u>廃棄処理が確実に見込まれる資料提出</u>が必要 ・ <u>調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネル交換して事業継続する際</u>にも、パネルが一定値を超える場合に取戻しを認める ※具体的には、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上 ・ <u>調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ</u>取戻しを認める	・ 基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩し
積立金の確保・管理	・ <u>電力広域的運営推進機関に外部積立て</u> ・ <u>電力広域的運営推進機関が適正に積立金を管理</u> ・ <u>事業譲渡時には積立金も承継する（事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せない）</u> ・ 積立て状況は公表	・ <u>積立て主体が、使途が限定された預金口座又は金融商品取引所との関係で開示義務がある財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保、もしくは、資金確保の蓋然性が高い保険・保証により担保</u> ・ <u>金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認</u> ・ <u>内部積立条件を満たさなくなるときは、外部に積立て</u> ・ 積立て状況は公表
施行時期	・ 最も早い事業が積立てを開始する時期を<u>2022年7月1日</u> ※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始	

(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度における内部積立ての要件

- **長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表すること**
 - 長期安定発電を促すため、例えば、以下のような事項を記載した事業計画を作成させ、これを公表することを求める
 - ・ 調達期間/交付期間終了後における再投資や発電事業継続に関する事項
 - ・ 長期安定的な発電事業の継続に向けた地域との共生に向けた取組に関する事項 等
- **以下の①～⑥をすべて満たしていること**
 - ① 認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物（※ 1）に該当すること
 - ② 認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者（※ 2）に該当すること。ただし、認定事業者自身が発電事業者には該当しない場合でも、当該認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物（※ 2）であるときも含む。
 - ③ 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意すること
 - ④ 定期報告（年 1 回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意すること。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則 1 年以内に再び満たすこと
 - ⑤ 以下の i 又は ii のとおり、**金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること**
 - i. **金融機関との契約により、各費用等の支払のための専用口座が開設され、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられており、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていること**
 - ii. **a) 認定事業者が上場されている法人であり、かつ、財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること**
又は
b) 認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場されており、かつ、当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること など
 - ⑥ 上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意していること

※ 1 現行制度では、50kW以上の案件

※ 2 発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務がある。発電事業とは、次の①～③の要件を満たす発電設備（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が1万キロワットを超えるものをいう。

① 出力が1000kW以上であること

② 出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

③ 発電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

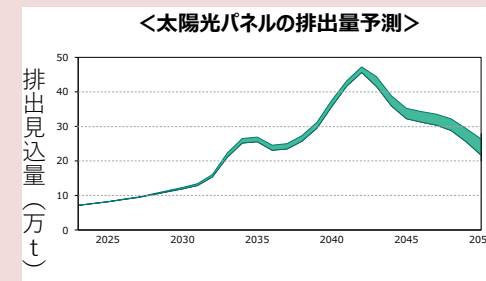
(参考) 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組みの検討状況について



環境省・経済産業省では、太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組みの構築について、昨年9月から合同審議会で検討を進め、3月21日に報告書を取りまとめ。

審議会報告書の概要

- 現状
 - 2030年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万トン程度となる。現行法ではリサイクルを義務付けていないため、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがある。
 - FIT/FIP制度では事業者が事業規律の確保等を求めているが、今後増加が見込まれる非FIT/FIP設備への対応や、事業終了後に発生する放置等の不適正管理への懸念についても留意する必要がある。



課 題

- 重量の約6割を占めるガラスの資源循環が進むよう、質の高いリサイクルが必要。また、費用効率的な再資源化には、処理能力の確保と広域的な回収が必要。
- リサイクルより安価な埋立処分が選択され、十分な再資源化が行われていない。
- 再資源化の確実な実施を担保するためには、費用を確保する仕組みが必要。
- 事業終了後の太陽光発電設備の放置や不法投棄の発生が地域で懸念されている。

対応の方向性※

- 一定の技術を有する太陽光パネルの再資源化事業の認定制度を創設し、質の高かつ費用効率的な資源循環を実現。
- 認定事業者への太陽光パネルの引渡し等の実施等を義務付け、確実な再資源化を実施。
- 再資源化費用の納付を製造業者等に義務付けること等により、再資源化に要する費用を確保。
- 上記費用の確保を行うとともに、太陽光発電設備に関する情報や廃棄・リサイクルに関する情報を自治体を含めた関係者間で共有する仕組みを構築し、放置や不法投棄を防止。

※政府においては、本提言を踏まえ、法制的な見地から、具体的な制度設計について検討を深めていくべき。

(参考) 2025年8月29日 環境大臣、経済産業大臣 閣議後記者会見録 (抜粋)

【浅尾 環境大臣】

- 太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクルのための制度的対応については、本年3月に中央環境審議会から頂いた意見具申を踏まえ、これまで検討を進めてまいりました。
- 特に、制度の根幹となるリサイクル費用の負担の考え方に関しては、審議会の意見具申では拡大生産者責任を踏まえ製造業者等に負担を求めることとされている一方で、他のリサイクル関連法制では所有者の負担とされていることとの整合性等の論点について、内閣法制局とも相談しながら法制的な観点から検討を進めてまいりました。
- しかしながら、これまでの内閣法制局との相談の結果を踏まえれば、
 - ・太陽光パネルの埋め立て処分とリサイクルの費用の差額が現状では大きい中で、
 - ・また、自動車や家電等の他の製品と異なり、太陽光パネルのみ製造業者等に差額を負担させてリサイクルを義務化することについて、現時点では合理的な説明が困難との整理に至りました。
- このため、制度案の見直しを視野に入れて、検討作業を進めることとしました。
- また、制度的検討と並行して、今回の概算要求には、太陽光パネルのリサイクル技術の実証、リサイクル設備の設置補助などに必要な予算を計上しており、太陽光パネルのリサイクルを推進してまいります。

【武藤 経済産業大臣】

- 太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクルは、地域との共生における重要な課題だと認識しています。
- 太陽光パネルのリサイクルのための制度的対応につきましては、環境省と連携をし、本年3月に、関係審議会できりまとめを行ったところであります。この内容を踏まえて、これまで、リサイクル費用の負担の考え方などにつきまして、法制的な観点から検討を行ってきたところであります。
- しかしながら、太陽光パネルの製造業者等へリサイクル費用の負担を求める原案につきましては、現時点で、法制的な観点から、合理的な説明が困難との整理に至ったところであります。
- 引き続き、環境省と連携し、制度案の見直しも視野に入れながら、検討作業を進めてまいりたいと考えています。